



国民健康保険・ 高齢者医療 だより

第27号
令和7年(2025)7月

7月中に資格確認書または資格情報のお知らせが届きます

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者のみなさんには、8月以降にお使いいただく資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に郵送します。7月31日で有効期限が切れる保険証または資格確認書はご自分で破棄してください。

後期高齢者医療

資格確認書

白色

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和8年7月31日
交付年月日 令和7年8月1日

被保険者番号 32201002

住所 今市町70番地

氏名 広城 二郎 性別 男

生年月日 昭和8年4月1日
満期年齢 平成20年4月1日

負担割合 2割
発効期日 令和6年8月1日

限度区分 発効期日

長期入院該当日 発効期日

特定医療区分 発効期日

保険者番号 見本 319312210137
並びに保険者の名称及び印 島根県後期高齢者医療広域連合

切り取る

有効期限 令和8年7月31日

後期高齢者医療保険の加入者全員に「資格確認書」(白色)をお送りします。

うすい緑色の封筒で届きますので、開封のうえ、台紙の内側にある「資格確認書」を切り離して使用してください。

国民健康保険

資格確認書

島根県国民健康保険資格確認書

有効期限 令和8年7月31日
記号番号 03-99999

氏名 国保 太郎

生年月日 昭和32年4月1日 性別 男

住所 出雲市今市町70番地

交付年月日 令和7年8月1日

世帯主氏名 国保 太郎

保険者番号 320036 交付者 出雲市

世帯主まで
はがす
見本
若葉色

1通に3人分の資格確認書があります

- マイナ保険証をお持ちでない方に交付しています。(マイナンバーカードの保有者で保険証利用登録をしていない方を含む)
- 医療機関の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

有効期限 令和8年7月31日

- ① 70歳の誕生日を迎える方は誕生月の末日(1日生まれの方は誕生日の前日)
- ② 75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日
- ③ 市外在住の学生用資格確認書で、今年度卒業予定の方は令和8年3月末

資格情報のお知らせ

切り取ってご利用いただけます

- マイナ保険証をお持ちの方に交付しています。
- マイナンバーカードを利用して、保険診療を受けることができます。(このお知らせのみでは、保険診療を受けることができません。)
- 機器の不具合等でマイナンバーカードを利用できない場合は、このお知らせとマイナンバーカードを医療機関等の受付で提示することで医療機関を受診することができます。

有効期限 ありません※

※ 高齢受給者(70歳の誕生日を迎えた方)は、令和8年7月31日

医療保険の手続きについて

加入するとき、やめるとき、記載内容の変更があるときは、14日以内に届け出をしてください。

誰もが安心して医療を受けられるように、日本ではすべての方が医療保険に加入します。国民健康保険は、職場の医療保険や後期高齢者医療制度に加入している方以外の方が加入します。75歳の誕生日からは、全員が後期高齢者医療制度へ加入します。

	国民健康保険	後期高齢者医療
加入するとき	● 市外から転入してきたとき ● 職場の健康保険をやめたとき、被扶養者からはずれたとき(必要なもの：健康保険加入期間証明書など) ● 子どもが生まれ、職場の健康保険に加入しないとき ● 生活保護を受けなくなったとき	● 75歳を迎えたとき(加入手続きは必要ありません) ● 一定の障がいがある65歳以上の方で、島根県後期高齢者医療広域連合の認定を受けようとするとき ● 生活保護を受けなくなったとき
やめるとき	保険証等を持参してください ● 市外に転出するとき ● 職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき(必要なもの：新しく加入した職場の保険証等(扶養家族も含む)、国民健康保険証等) ● 生活保護を受けるとき	● 生活保護を受けるとき
その他	● 住所、世帯主、氏名が変わったとき ● 世帯を分けたり、一緒にしたとき	● 住所、氏名が変わったとき

保険証等とは…保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

7月中旬に保険料の通知をお送りします

国民健康保険と後期高齢者医療保険の、令和7年度の保険料をお知らせする通知書を、7月中旬に郵送します。
なお、電算システムの更新に伴い、**国民健康保険料の通知書・納付書の発送方法と、様式を次のとおり変更します。**

発送方法の変更（納付書納付の場合）

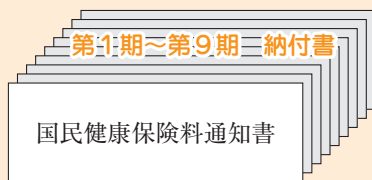
令和6年度までは、年9回の納期ごとに納付書をお送りしていました。令和7年度からは7月中旬に「保険料納入通知書」と**9期分すべての「納付書」を同封して**お送りします。

様式の変更

令和6年度までは、通知書は縦型の封書、納付書はハガキ型でしたが、令和7年度からはA4三つ折り程度のサイズの冊子型に変更し、封書でお送りします。

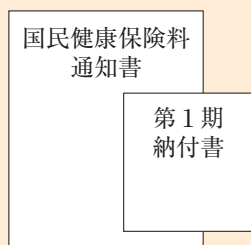
※後期高齢者医療保険料の通知書・納付書については、これまでの発送方法と様式に変更はありません。

令和7年度から



納付書9枚を
まとめて送ります

令和6年度まで



※1期ごとに納める場合は、**納付書を保管し、納付書記載の各納期限までに納めてください。**

（納付書の紛失にご注意ください!!）

※1年分をまとめて納める場合は、第1期～第9期までの9枚の納付書で第1期納期限（7月31日）までに納めてください。

保険料の納期と納付方法

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付方法は、左のとおり「普通徴収」と「特別徴収」があります。
納付は、普通徴収が7月を第1期とした全9期、特別徴収が年金支給月の6回です（下表参照）。

しかし、これらは保険の加入月などによって異なるため、個別の納付方法については、7月中旬にお届けする保険料通知書でご確認ください。

普通徴収

納付書または口座振替でのお支払い。

特別徴収

国民健康保険料

世帯主が国保加入者で、世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から天引き。

後期高齢者医療保険料

加入者の年金から天引き。

特別徴収の該当にならない年金受給者

- ①介護保険料が年金から天引きされていない方
- ②天引きの対象となる年金が年額18万円未満の方
- ③保険料と介護保険料の合計額が天引きの対象となる年金の額の2分の1を超える方

納付する方（納付義務者）

国民健康保険料は世帯主が納めます。世帯主本人が加入していない場合でも、世帯内に国民健康保険の加入者

がいれば納付義務者となります。
後期高齢者医療制度の保険料は、加入者本人が納めます。世帯主や配偶者にも、保険料を連帯して納付する義務があります。

普通徴収と特別徴収の納付期別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限				7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月29日	令和8年2月2日	3月2日	3月31日
特別徴収	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	

納付方法は便利な「口座振替」をおすすめします。詳しくはお問い合わせください。

医療機関での自己負担割合

★高齢者（70歳以上の方）で 3割負担となる世帯	左の①②いずれも該当する世帯	①課税所得 高齢者の加入者 145万円以上 ※所得から各種控除を差し引いた後の金額	②収入の合計 世帯に高齢者が1人の場合 383万円以上 世帯に高齢者が複数の場合 520万円以上 高齢者の収入のみ対象です。 ※国保は加入者のみ、後期は高齢者全員		2割 （乳幼児医療が適用される方はその限度額）		3割 （子ども医療が適用される方はその限度額）
					70歳～75歳未満	●現役並み所得者でない方 2割 ●現役並み所得者 ★左表参照 3割	
				75歳以上 （後期高齢者医療）	●一般所得者（下に該当しない方） 1割 ●一般所得者の内、一定以上の所得がある方 2割 （現役並み所得者に該当しない、原則、課税所得が28万以上の方） ●現役並み所得者 ★左表参照 3割		

高額療養費制度とは

医療機関や薬局で支払う額がひと月の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

70歳以上の方の場合

所得区分		自己負担限度額（月額）		限度額 認定証の 申請
		外 来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）	
現役並み （3割）	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％		不 要
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％		要
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％		マイナ保険証 があれば 不 要
一 般	課税所得 145万円未満	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円	不 要
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 （Ⅰ 以外の方）	8,000円	24,600円	要
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入 80万円以下など） ※令和7年8月からは年金 収入80万6,700円以下		15,000円	マイナ保険証 があれば 不 要

70歳未満の方の場合

所得区分		自己負担限度額 （月額）	限度額 認定証の 申請
【区分ア】	所得割課税が 901万円を超える世帯	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1％	要 マイナ保険証 があれば 不 要
	所得割課税が 600万円を超え、 901万円以下の世帯	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1％	
	所得割課税が 210万円を超え、 600万円以下の世帯	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1％	
	所得割課税が 210万円以下の世帯	57,600円	
	住民税非課税世帯	35,400円	

※所得割課税は、各加入者の総所得金額から43万円（総所得金額が2,400万円を超える場合は、段階的に減額）を差し引いた金額の合計額です。

前年の所得状況により区分を判定し、8月から適用します。所得の変動や加入者等の異動などによって年度途中でも区分が変わることがあります。

国民健康保険事業を運営するために必要な保険料を算定しました。

一人当たりの医療費が増加する一方で、加入者数は減少していますので、保険料率の引き上げを行うこととなりました。

①医療分について、所得割を0・20%引き上げ、加入者全員にかかる均等割は900円引き上げ、全世帯にかかる平等割は500円引き上げます。

②支援分について、所得割を0・05%引き上げ、均等割は300円引き上げ、平等割は100円引き上げます。

③介護分について、所得割を0・15%引き上げ、均等割は900円引き上げ、平等割は500円引き上げます。

令和7年度 保険料率と保険料額（年額）

計算方法 保険料は世帯単位で計算し、年間保険料は右の「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3つの合計額となり、それぞれ下の「所得割」「均等割」「平等割」から算出します。	医療給付費分 (すべての加入者)	後期高齢者支援金分 (すべての加入者)	介護納付金分 (加入者のうち満40歳以上65歳未満の方)
	加入者の医療給付費にあてられるもの	後期高齢者医療制度を支援するためにあてられるもの	介護保険第2号被保険者の保険料
所得割 (世帯内のすべての加入者の前年中の総所得金額等に応じて計算★)	7.85%	3.05%	2.50%
均等割 (加入者1人あたりに定められた金額)	28,300円	10,700円	11,900円
平等割 (1世帯あたりに定められた金額)	20,200円	7,600円	6,100円
限度額	660,000円	260,000円	170,000円

★所得割 = (令和6年中の総所得金額等 - 基礎控除額(43万円~0円)) × 料率

計算例



夫(66歳)

前年の年金収入 180万円
前年の給与収入 200万円
(所得金額 202万円)



妻(60歳)

前年の給与収入 100万円
(所得金額 45万円)

の2人世帯の場合

	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
所得割(夫)	124,815円 =(202万円-43万円)×7.85%	48,495円 =(202万円-43万円)×3.05%	0円
所得割(妻)	1,570円 =(45万円-43万円)×7.85%	610円 =(45万円-43万円)×3.05%	500円 =(45万円-43万円)×2.50%
均等割	56,600円 28,300円×2人	21,400円 10,700円×2人	11,900円 11,900円×1人
平等割	20,200円	7,600円	6,100円
小計	203,185円	78,105円	18,500円
年間保険料 299,790円			

均等割と平等割の軽減

軽減割合	世帯主と加入者※1の令和6年中の所得合計額
7割軽減	43万円【+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下
5割軽減	43万円 + (30.5万円×加入者数)【+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下
2割軽減	43万円 + (56万円×加入者数)【+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下

※1 加入者には、旧加入者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方）も含まれます。

- 給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える方、公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、又は公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方をいいます。
- 【】内の計算は給与所得者等の人数が2人以上の場合に限ります。
- 昭和35年1月1日生まれ以前の方は、公的年金所得から15万円を控除します。
- 所得が無い場合も「所得が無い旨の申告」をしないと、保険料の軽減制度の適用が受けられない場合があります。

保険料は、世帯主と国民健康保険加入者の前年中の所得合計額が左表の基準以下の場合、4ページの「均等割」と「平等割」が軽減されます。

申請不要

所得に応じた
保険料の軽減

国民健康保険料の軽減・減免

市役所保険年金課または各行政センター市民サービス課で申請を受け付けます。

	対 象 者	軽 減 内 容	軽 減 期 間	申請に必要なもの
離職理由 (解雇・雇止め) による軽減	雇用保険受給資格者証または雇用保険資格通知に記載の離職理由番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34の方	対象者本人の前年の給与所得を30/100に減額して保険料を算定	離職日の翌日から翌年度末(3月)まで	雇用保険受給資格者証または雇用保険資格通知
出雲市独自の減免	①離職理由が自己都合であっても疾病によりやむを得ず離職された方(★) ②罹災された方 ③刑事施設へ入所された方	①対象者本人の前年の給与所得を30/100に減額して保険料を算定 ②③右期間の全額減免	①離職日の翌日から翌年度末(3月)まで ②申請日以後に納期が到来する期別(当該年度限り) ③刑事施設に入所されていた期間	詳しくは市役所保険年金課へご相談ください
産前産後期間の免除	出産または出産予定の方(妊娠85日以上の出産)	所得割と均等割を免除	産前産後期間 単胎妊娠 4か月分 多胎妊娠 6か月分 ※令和6年1月以降の期間	・母子健康手帳 ・本人確認書類
職場の医療保険の被扶養者であった方の減免	後期高齢者医療制度に移行した社会保険加入者の被扶養者であった方(65歳以上)	所得割の免除 均等割の半額免除 (世帯の国民健康保険加入者がその被扶養者のみの場合は平等割も半額免除)	均等割及び平等割は資格取得後2年経過するまで、所得割は75歳になるまで	健康保険加入期間証明書
未就学児の軽減 ※申請は不要です	令和8年3月31日時点で0～6歳の未就学児	均等割を5割減額 ※所得に応じた保険料の軽減の対象となる場合は、軽減後の金額を5割減額	該当する年度の保険料	

★国保に加入した際に減免申請をされていない方は、対象となる場合がありますので、市役所保険年金課へご相談ください。

～ 納期限までに保険料の納付が困難な場合は、市役所収納課へご相談ください。～

後期高齢者医療制度

令和7年度

保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度では、保険料は個人毎に計算され、所得に応じて納めます。

保険料は、加入者一人当たり均等にかかる「均等割額」と加入者の前年中の総所得金額をもとに計算する「所得割額」を合計したものです。

これらは、島根県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに決定します。7月中旬に加入者のみなさんへ、保険料決定通知書をお送りいたします。

令和7年度の均等割額と所得割率

均等割額 50,160円
所得割率 10.08%

年間保険料の限度額

年間保険料限度額 80万円

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(加入者一人あたりに定められた金額)} \\ \hline 50,160\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年中の総所得金額等}^{\ast} \\ \hline - \text{基礎控除額 (43万円} \sim \text{0円)} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 10.08\% \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{限度額は} \\ \hline 80\text{万円} \end{array} \right) \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等…「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額。

保険料の軽減

申請不要

均等割額の軽減

世帯の所得等に応じて均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の加入者全員の軽減判定対象所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下	7割
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +30.5万円×(加入者数) 以下	5割
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +56万円×(加入者数) 以下	2割

※【 】内の計算は世帯主及び世帯の加入者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限ります。

- 前年度の1月1日において65歳以上の方は、軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除があります。
- 軽減判定の際には、「専従者控除」や「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- 軽減判定は、賦課期日の4月1日または資格取得日時点で行うことから、年度途中で世帯主変更があった場合でも軽減の再判定は行いません。
なお、所得等の申告がない場合は軽減判定ができません。

職場などの医療保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の加入前日に、職場などの医療保険の被扶養者であった方の保険料は、所得割額がかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減します。
「均等割額の軽減」で7割軽減の対象となる方は、そちらが優先されます。

「後期高齢者医療」「国民健康保険」に係る医療費のお知らせ

「後期高齢者医療」「国民健康保険」の加入者のみなさんへ医療費のお知らせをお送りします。
発送予定等については、次のとおりです。

後期高齢者医療

対象となる医療費／令和6年11月～令和7年10月診療分
発送予定／令和8年1月中旬

おたずね／島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7525

国民健康保険

国民健康保険は、「医療費のお知らせ」を年4回お送りしています。

対象となる医療費	発送予定等
令和7年1月～令和7年3月診療分	令和7年6月発送済み
令和7年4月～令和7年6月診療分	令和7年9月下旬発送予定
令和7年7月～令和7年9月診療分	令和7年12月下旬発送予定
令和7年10月～令和7年12月診療分	令和8年2月中旬発送予定

医療費通知と医療機関等の領収書とを見比べることにより、医療機関等から適正に請求されているかどうか、ご自身で確認することができます。

注 医療費のお知らせは、確定申告の医療費控除の手續に使用することができます。

注：お知らせに記載されていない医療費等がある場合は、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成する必要がありますのでご注意ください。

おたずね／保険年金課 ☎21-6982

医療費は節約できます

国民健康保険や後期高齢者医療制度が負担する医療費の主な財源となっているのが、みなさんからの保険料です。医療費が増えると保険料も値上げせざるをえなくなり、家計の負担も大きくなってしまいます。

重複受診をやめましょう

同じ病気で同時期に複数の医療機関を受診すると、そのたびに初診料がかかり、医療費が高額になります。また、何度も検査や処置・投薬を行うので、体にも負担がかかります。

時間外受診をやめましょう

休日や夜間など診療時間外に受診する場合、医療費が高く設定されています。夕方はすいてからなどの安易な理由で時間外受診すると、緊急を要する重症患者への対応の遅れなどにもつながります。

かかりつけ医・薬局を持ちましょう

かかりつけ医は、あなたの既往症や健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医を持てば、いざという時に気軽に相談できます。

また、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐため、かかりつけ薬局を決めておきましょう。

ジェネリック医薬品に切り替えてみましょう

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効果も立証されています。医師が書いた処方せん上の医薬品名の変更不可欄に「✓」または「×」のチェックがない薬はジェネリック医薬品に変更できます。

切り替えるとお得です！

慢性疾患の場合、長期間にわたって薬を服用することが多いため、新薬からジェネリック医薬品に切り替えたときの差額が大きくなります。

出雲市では、自己負担額が軽減すると思われる方に、お知らせを送っています。

※すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。

※治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もあります。医師・薬剤師にご相談ください。



交通事故にあったら…

交通事故など第三者から受けたケガなどで医療機関にかかった場合は、必ず市役所保険年金課に届け出てください。

国民健康保険や後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替えて、後日、相手方に請求します。



示談は慎重に！

相手方から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、国民健康保険・後期高齢者医療で治療を受けられなくなります。示談の前に必ず市役所保険年金課にご相談ください。

保険証等を間違えないで！

就職したり配偶者等の加入する保険の被扶養者になると、新たに職場の医療保険の資格を取得することになります。(75歳未満の方)。

しかし、職場の医療保険の資格を取得した日以降に、国民健康保険の保険証等を医療機関に提示し受診される場合や、マイナ保険証を利用して新しい保険の情報に切り替わっていない場合があります。(マイナ保険証の情報は自動的に切り替わりますが、情報の反映に一定期間時間がかかります。)

このような場合に、医療機関で出雲市の国民健康保険での受診として登録されると、窓口負担が3割の場合、かかった医療費の7割分を国民健康保険へ返していただくこととなります。(後で職場の医療保険へ請求すると返ってきますが、一時的な経済負担や手続きの手間が生じます。)

保険の切り替え時期は、受診日時点でご自身の加入している保険がどこかを確認しましょう。また、マイナ保険証を利用されている方は、マイナ保険証の情報が切り替わっているかどうかを、マイナポータル等で確認をお願いします。

出雲市国保・後期高齢者医療加入者対象

無 料

1年に1度、健康診査を受けましょう

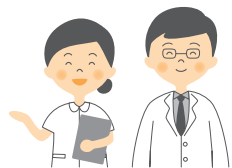
実施期間 7月1日～10月31日 ※後期高齢者歯科口腔健診は6月1日～11月30日

若年齢層健診

20歳～39歳の方

医療機関でマイナ保険証または資格確認書を提示して受診してください。

※個別案内はしません。
※受診券はありません。



特定健康診査

40歳～74歳の方

3月末時点で国保加入されている方には、6月末に受診券が入った個別案内を郵送していますので、ご確認ください。

※4月以降に加入手続をされた方は、二次元コードから受診券の発行申請が必要です。電話での発行申請もできますので、健康増進課にお問い合わせください。



▲受診券発行

後期高齢者健診

75歳以上の方

(65歳以上の一定の障がいのある方を含む)

対象の方には、6月末に個別案内を郵送していますので、ご確認ください。

※受診券はありません。

後期高齢者歯科口腔健診

76歳～85歳の方

対象の方には、5月末に受診券が入った個別案内を郵送していますので、ご確認ください。

健診のお問い合わせは…

●各健診の情報は、ホームページで確認できます。

出雲市役所 健康増進課 成人保健係 TEL21-6979



ホームページ

出雲市役所 保険年金課 【保険料計算】 ☎21-6984 【保険加入・脱退】 ☎21-6982 【後期高齢者医療】 ☎21-6983

平田行政センター ☎63-5500

佐田行政センター ☎84-0111

多岐行政センター ☎86-3116

湖陵行政センター ☎43-1214

大社行政センター ☎53-3115

斐川行政センター ☎73-9102